

岡山市小規模飲料水供給施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 生活環境の整備と保健衛生の向上に寄与することを目的として、水道未普及地域における小規模な飲料水供給施設の整備事業を行う者に対して、予算の範囲内において小規模飲料水供給施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、取水、導送水、浄水、配水等に必要な施設（屋内の諸設備を除く。）の整備事業であつて、次に掲げる要件をすべて満たすものに限る。

- (1) 事業による受益戸数が2戸以上で、かつ、受益者が29人以下であること。
- (2) 岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第60号）第3条の表1水道事業の項第1号に定める計画給水区域に含まれない区域であつて、かつ、旧建部町の区域内において実施される事業であること。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げる連絡区（建部町連絡区報奨金交付要綱（平成19年建部町合併特例区告示第13号）に基づく連絡区をいう。以下同じ。）とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、次の表に掲げる連絡区以外の連絡区を補助事業者とすることができる。

鶴田区 鶴西区 長尾区 角石畝区 角石谷上区 角石谷下区 三明寺区 入野平井区

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付の対象となる経費（以

下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものに限る。

(1) 取水、導送水、浄水、配水等に必要な施設の整備費

(2) 前号の施設における滅菌装置の整備費

(補助金額)

第6条 補助金額は補助対象経費のうち、市長が適当と認める額に次の補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)で500万円を上限とする。

(1) 滅菌装置 10分の10

(2) その他の施設 4分の3

2 補助事業者の構成員に、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者が含まれる場合は、当該補助事業に係るその者の負担金額(当該補助事業の実施に要する経費から前項の規定により算定した補助金額を控除した額を、当該事業の受益戸数で除し、その額に被保護者の属する受益世帯数を乗じて得た額をいう。)のうち市長が認める額を、前項の補助金額に加えることができる。ただし、前項に規定する上限額を超えることはできない。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、補助事業の着手前とする。ただし、事故復旧等緊急やむを得ないと市長が認める場合は、この限りではない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業実施場所の位置図

(2) 見積書及び見積内訳書

(3) 工事着工前写真

(4) 受益者氏名、受益者住所、受益戸数及び第6条第2項の該当者数を明示した受益者名簿

(5) 第1項ただし書の場合にあっては、補助事業等に係る経費の収支決算書、工事写真(施工中)及び工事完成写真

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は要しないものとする

る。

(着手届及び完了届)

第8条 第7条第1項ただし書の場合においては、規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 工事写真(施工中)

(2) 工事完成写真

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。